

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、玉村町立図書館（以下「図書館」という。）において、図書館の最新号の雑誌カバーに民間事業者等の広告を掲載し、当該事業活動等の促進を図るとともに、有料広告による図書資料購入財源を確保することにより、町民への図書館サービスを向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌カバー広告掲載」とは、民間事業者等が、図書館の新刊雑誌のカバーの一部に、本要綱で定める範囲内で、当該事業活動等を掲載し、対外的に情報を発信することをいう。

(広告主の対象)

第3条 図書館利用者が閲覧する雑誌（以下「閲覧用雑誌」という。）に広告を掲載するもの（以下「広告主」という。）は、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他教育長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

2 広告主は、事業の適正化及び消費者の保護を図り、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するもので、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。この場合において、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 国内の法令に違反するもの又は違反のおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる貸金業に該当するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他掲載する広告として不適当と教育長が認めるもの

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、公共性、社会的信頼性を損なわないよう十分配慮するとともに、次の各号のいずれにも該当しないものとする。この場合において、契約期

間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に違反するもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関する者
- (5) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (6) 必要以上に住民に購買意欲をそそる内容であるもの
- (7) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (8) 求人広告に関するもの
- (9) 売名行為及びこれに類する内容のもの
- (10) 暴力団、その他反社会的団体が関与しているもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか図書館を活用した広告として適切でないと教育長が判断したもの

（広告の作成・規格等）

第5条 広告の原稿及び表示の作成は広告主が行うものとする。

2 広告の規格及び位置等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面側 縦5センチメートル×横15センチメートルの範囲内、貼付位置はカバー底辺より10センチメートル程度上部の中央付近とし、広告主の商号または屋号の名称を表記する。
- (2) 雑誌カバーの裏面側 雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。
- (3) 雑誌架の扉 雑誌架の扉の大きさを上回らない範囲とする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、1タイトルあたり月額1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、月当たりの広告掲載単価に掲載月数を乗じた額に相当する額を納付するものとする。

2 振込にかかる手数料等は広告主が負担するものとする。

（広告主の責任等）

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿作成に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(雑誌の選定)

第8条 広告主は教育長が作成した雑誌リストの中から広告主が広告を掲載する雑誌（以下「広告掲載雑誌」という。）を選定するものとする。

- 2 同一の閲覧用雑誌について、複数の民間事業者等の申込希望があった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。

(募集期間)

第9条 募集期間は、毎年2月15日（玉村町立図書館の管理に関する施行規則第3条による休館日の場合は、翌開館日）から3月15日（玉村町立図書館の管理に関する施行規則第3条による休館日の場合は、翌開館日）までとし、先着順に受け付ける。

- 2 申込希望者は、前項の規定にかかわらず、募集期間を過ぎた場合であっても、雑誌カバー広告掲載を申し込むことができる。

(広告の契約・掲載期間)

第10条 広告の契約及び掲載期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、継続を妨げない。

- 2 募集期間を過ぎてから申請する場合は広告の掲載を決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月までとする。
- 3 広告掲載雑誌が年度途中で休刊等になった場合は、最終号をもって契約を終了とする。

(申込み方法)

第11条 広告主に応募しようとする者は、玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付し教育長に提出しなければならない。

(広告掲載の可否の決定)

第12条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに関わる広告が第4条各号のいずれにも該当しないかを審査し、さらに第17条に規定する広告審査会に諮り、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 教育長は前項の決定がされたときは、玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。
- 3 掲載が決定された広告主は、教育長に対し、前項の通知を受け取った後速やかに、承諾書（様式第3号）を提出しなければならない。

(広告掲載料の負担方法)

第13条 広告掲載料は、掲載決定後、町が発行する納付書により指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第14条 教育長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 社会的信用を著しく損なうような不祥事をおこしたとき。
- (3) 申込みにあたって、虚偽の内容があったとき。
- (4) 倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) 支払期限までに広告掲載料の支払いがないとき。

2 教育長は、町の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 前2項の理由により広告掲載の取り消し又は中止をした場合は、玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第15条 広告内容の変更は年度内においては、原則できないものとする。ただし会社名の変更等、教育長が特別の理由があると認めたときは、玉村町立図書館雑誌カバー広告内容変更届出書（様式第5号）により変更することができる。

(広告掲載料の還付)

第16条 納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、第10条第3項のように広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載料還付請求書（様式第6号）により還付の請求ができる

2 還付する広告掲載料は月当たりの広告掲載単価に掲載できない月数を乗じた額

に相当する額とする。

3 還付にかかる手数料等は町が負担するものとする。

(広告審査会)

第17条 第12条に規定する広告の審査を補助し、教育長に対して広告掲載の可否に関わる意見を述べるため、広告審査会（以下「審査会」という。）を図書館に置く。

2 審査会は、総務課長、企画課長、生涯学習課長の職にある者を委員として組織する。

3 審査会に委員長を置き、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、審査会の会議を招集し、進行するとともに委員の意見を集約する。

5 審査会の会議を招集する時間的余裕がないときは、委員長は合議による書面決裁により各委員から意見を聴取し、これをもって会議に代えることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

玉村町教育委員会教育長 様

申込者 住 所

会社・団体名

代 表 者 名

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載申込書

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載要綱第 1 1 条の規定に基づき、必要書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 広告名称

2 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 広告の掲載を希望する雑誌 ※複数可

4 担当者連絡先

※ 必要書類 広告図案（カバーに収まるサイズで片面印刷）

会社概要等

※ 広告の掲載を希望する雑誌は、玉村町立図書館が作成している雑誌リストから選択してください。

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

玉村町教育委員会教育長

印

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載決定（却下）通知書

玉村町立図書館雑誌カバー広告として、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 ☐ 掲載する
☐ 掲載しない

理由

2 雑誌名

3 期間 年 月 ～ 年 月

4 広告掲載料 月額 円 × 月 = 円

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

承 諾 書

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載要綱第13条の規定及び 年 月
日付け第 号の玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載決定通知書により、次の
とおり承諾します。

住 所

会社・団体名

代 表 者 名

記

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 承諾書及び玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載申込書における広告の内容等の
記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載要綱を遵守します。
- 4 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負い、玉村町に対して負
担をかけません。

様式第4号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

玉村町教育委員会教育長 印

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定した玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載について、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

取消理由

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

玉村町教育委員会教育長 様

住 所

会社・団体名

代 表 者 名

玉村町立図書館雑誌カバー広告内容変更届出書

玉村町立図書館雑誌カバーの掲載広告について、下記のとおり変更したいので
届け出ます。

記

1 変更後の掲載原稿

別添のとおり

2 変更の理由

様式第6号（第16条関係）

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載料還付請求書

年 月 日

玉村町長 様

住 所
会社・団体名
代 表 者 名
連 絡 先

玉村町立図書館雑誌カバー広告掲載制度の広告掲載料について、下記のとおり
還付してください。

記

1 雑誌名

2 広告掲載を取り消す雑誌・号 号以降

3 還付金額 月額 円 × 月 = 円

4 振込金融機関

金融機関名		銀行		本店
		信用金庫		支店
		信用組合		支所
		農業協同組合		店
預金種目	1 普通 2 当座			
口座番号				
口座名義人				

※口座名義人は請求者本人とする